

議 第 2 9 号

印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

本市印鑑条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）3 月 23 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市印鑑条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟県柏崎市印鑑条例（昭和 50 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条に次の 3 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が新潟県柏崎市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成 20 年条例第 37 号）第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の添付を要しないものとする。
- 4 市長は、前項の申請があったときは、印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請を適正と認めた場合に限り、当該申請をした者に郵送等により印鑑登録証明書を交付する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信

回線で接続された端末機で、民間事業者が設置するものをいう。)により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第14条の2を削る。

第2条 新潟県柏崎市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第14条第5項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定（次号に掲げる規定を除く。） デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日
- (2) 第2条中新潟県柏崎市印鑑条例第14条第5項の改正規定（「限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える部分に限る。）規則で定める日

新潟県柏崎市印鑑条例（昭和50年3月27日条例第25号） 第1条による改正

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者が新潟県柏崎市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成20年条例第37号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の添付を要しないものとする。</u></p> <p>4 <u>市長は、前項の申請があったときは、印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請を適正と認めた場合に限り、当該申請をした者に郵送等により印鑑登録証明書を交付する。</u></p> <p>5 <u>前各項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機で、民間事業者が設置するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条の2 <u>前条の規定にかかわらず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受けている者は、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機で、民間事業者が設置するものをいう。）を使用し、当該個人番号カード及び暗証番号により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p>

新潟県柏崎市印鑑条例（昭和50年3月27日条例第25号） 第2条による改正

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カードを用いる者が電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機で、民間事業者が設置するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機で、民間事業者が設置するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>